

PCBが含まれる廃棄物の適正な保管と処理について

～廃棄物処理法とPCB特措法について～

1 PCBが含まれる廃棄物について

PCBは昭和29年頃から製造され始めました。不燃性や電気絶縁性などの特性からコンデンサー等の電気設備に多く使われてきました。ところが、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機としてPCBによる環境汚染が大きな社会問題となり、昭和47年には製造が中止されました。

平成3年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）が改正され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、《不用になった廃PCBや、PCBに汚染された物（以下「PCB廃棄物」という。）》は、「特別管理産業廃棄物」の一つに指定されました。このPCB廃棄物の保管や処理については、廃棄物処理法のなかの特別管理産業廃棄物保管基準や処理基準を遵守すると同時に、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

また、平成13年には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）が成立し、PCB廃棄物の保管や処理に関する報告書の提出が必要となりました。

したがって、PCB廃棄物を保管する者は、廃棄物処理法とPCB特措法による、2つの規制を受けることになります。

それでは、PCB廃棄物には、どのようなものが該当するのでしょうか。用途の多くは電気機器や機械の絶縁油や熱媒体、潤滑油などです。これらの機器はもとより、PCBの絶縁油などが付着した容器や布、汚泥などもPCB廃棄物となることに注意してください。実際にPCBが使用されているものとしては、電気機器の絶縁油（コンデンサーや変圧器、蛍光灯の安定器、配電用の柱状トランスなどに使用される）や機械の高温用潤滑油に含まれているほか、感圧複写紙に塗布されている場合もあります。

これらの機器等が問題なく使用されている場合には特別管理産業廃棄物とはみなされません。液漏れなどを避けるなどのメンテナンスには十分注意してください。ただし、一部の製品を使用し、同時に廃棄物として保管等されているものもある場合には、保管状況の報告等が必要となりますので、ご注意ください。

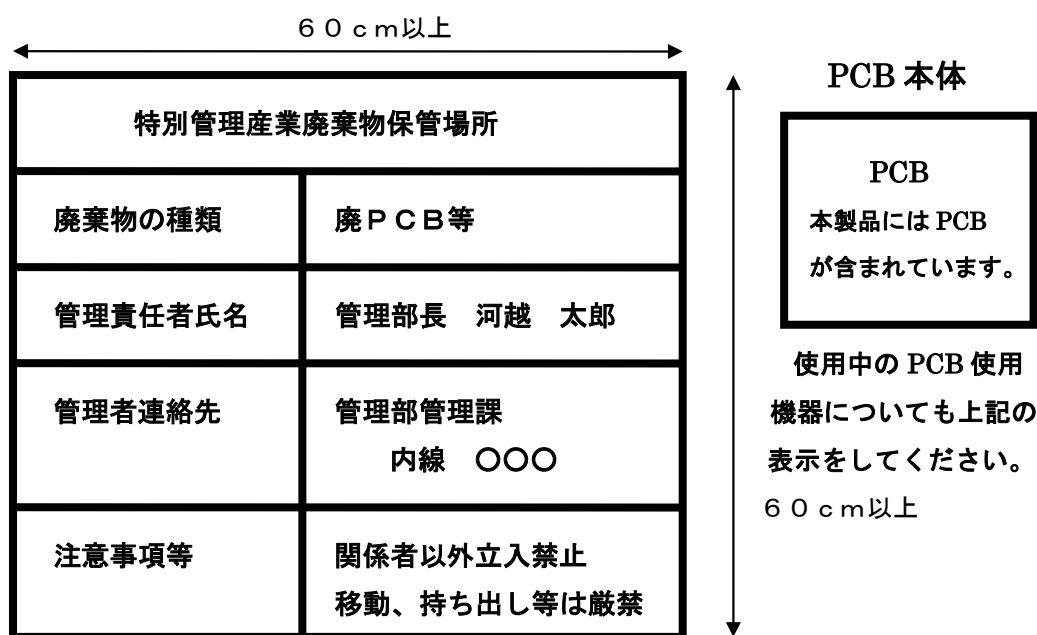
2 廃棄物処理法によるPCB廃棄物の取り扱いについて

PCB廃棄物については、前述のとおり、廃棄物処理法のなかで特別管理産業廃棄物とされるため、その保管基準や処理基準を遵守しなければなりません。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、その旨を市長に報告（**特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書**）しなければならないほか、処分をした場合は、前年度の処分について毎年6月末日までに**産業廃棄物管理票交付等状況報告書**を提出しなければなりません。

PCB廃棄物の保管場所については、掲示板を設置し、汚染の危険が生じないための密封保管等の必要な措置を講じてください。

《掲示板表示の例》



PCB廃棄物の保管に際しては、飛散流出や地下浸透などの事態にならないようにしてください。密閉式の堅固な耐腐食性容器で保管するとよいでしょう。

また、PCB廃棄物または保管容器にPCBが含まれている機器である旨をラベル表示するとともに、使用中の機器があればあわせて表示するようにしてください。

3 PCB特措法によるPCB廃棄物の取扱いについて

PCB廃棄物を保管する事業者と処分業者は、廃棄物処理法による届出等のほかに、PCB特措法による届出も必要となります。

まず、PCB廃棄物がどのように保管されているのかを明らかにし（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書／様式第一号（一））、また保管場所が変更となった場合にはその旨を報告（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書／様式第二号）しなければなりません。さらに保管する全ての高濃度PCB廃棄物もしくはその他のPCB廃棄物について処分を終えた場合は届出が必要（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書／様式第四号）で、保管する事業者が合併などの事情によってその地位を承継した場合なども同様（承継届出書／様式第七号）です。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等は、産業廃棄物指導課の窓口にて縦覧に供されることになっています。各届出書には押印しない点にご注意ください。

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書：様式第一号（一） 正本1部、副本2部（毎年6月30日までに提出）

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書：様式第二号 正本1部、副本1部（変更のあった日から10日以内に提出）

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書：様式第四号 正本1部、副本2部（処分又は廃棄後20日以内に提出）
--

・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書：様式第五号 正本1部、副本2部（処分期間の末日までに提出）

・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書：様式第六号 正本1部、副本2部（変更のあった日から10日以内に提出）

・承継届出書：様式第七号 正本1部、副本1部（承継のあった日から30日以内に提出）
--

・譲受け届出書：様式第八号 正本1部、副本1部（譲受けのあった日から30日以内に提出） ※都道府県知事等が認めた場合に限る。
--